

記 者 発 表				
月 日（曜）	担当部課 （班名）	電話番号	発表者 （担当班長等）	その他 配布先
8 / 15（金）	まちづくり部 公営住宅管理課 （管理班）	078-230-8459 内線 4898	公営住宅管理課長 勝本 勲 （井上 雅之）	——

県営住宅における子育て向け支援について（8月募集分）

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯（合計年齢 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦（婚約・内縁関係含む））

②子育て世帯（18 歳未満の扶養親族がいる世帯）

(2) 8月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	内覧日時	
深江北町高層	1-301	神戸市東灘区深江北町	8/26 10:30～11:30 (25 日 17 時までに要予約)	A
深江鉄筋	8-108	神戸市東灘区深江北町		A
大開高層	1-908	神戸市兵庫区大開通		A
明和高層	1-601	神戸市兵庫区明和通		A
南多聞台第 4	3-111	神戸市垂水区南多聞台		B
尼崎七松町高層	1-102	尼崎市七松町	8/22 10:30～12:00 (21 日 17 時までに要予約)	E
西宮甲東園鉄筋	2-207	西宮市上甲東園	—	E
西宮浜高層	3-702	西宮市西宮浜	—	E
宝塚切畑	3-108	宝塚市山手台西	—	F
宝塚切畑	7-108	宝塚市山手台西	—	F
宝塚切畑	7-308	宝塚市山手台西	—	F
川西東多田鉄筋	2-304	川西市多田桜木	—	F
川西下加茂高層	2-502	川西市下加茂	8/20 10:30～12:00 (19 日 17 時までに要予約)	F
猪名川白金鉄筋	3-106	猪名川町白金	—	F
明石清水第 2 高層	2-502	明石市魚住町清水	8/26 10:30～11:30 (25 日 17 時までに要予約)	C
明石清水第 2 高層	2-801	明石市魚住町清水		C
明石江井島第 2 鉄筋	1-309	明石市大久保町江井島		C

※ 定期借家住宅として原則 10 年間に限り入居可能(世帯の状況により延長可)

※ 内覧の詳細は、下記 2 の各管理事務所（A から G まで）にお問い合わせください。

※ 要予約と記載している部屋は、希望者が予約しないと内覧を実施しないため、希望者は必ず各管理事務所にご連絡ください。

(3) 募集期間 令和7年8月22日(木)～8月28日(木) (郵送受付)

抽 選 日 令和8年9月10日 (水)

2 お問い合わせ先

(1) T C神鋼不動産サービス (株)

A : 神戸管理事務所 (神戸市、ただし西区を除く) 078-647-9201

神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階

B : 西区・明舞管理事務所 (神戸市西区、明舞地区) 078-915-1091

明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階

C : 明石管理事務所 (明石市、稲美町、播磨町) 078-913-7766

明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階

D : 加古川管理事務所 (加古川市、高砂市) 079-427-2025

加古川市加古川町篠原町 9-1 OKビル 4 階

(2) (株)東急コミュニティー

E : 阪神南管理センター (尼崎市、西宮市、芦屋市) 0798-23-1090

西宮市六湛寺町 14-5 ハイス西宮ビル 4 階

F : 阪神北管理センター (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 0797-83-6401

宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室

(3) (株)兵庫県公社住宅サービス

G : 姫路事務所 (姫路市、神河町、市川町、福崎町) 079-286-9701

姫路市東延末 2 丁目 154-2 さくらケース姫路ビル 4 階

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数 (全体)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	3	10	1	47	61
	(1)			(1)	(2)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」

は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 才未満の扶養親族がいる世帯

※ () 内の数字は、奨学金 (日本学生支援機構奨学金) 返済者優先枠数 (内数)

(2) 優先枠数 (管理事務所別)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	1	2	0	8	11
阪神南	0	1	0	6	7
西区・明舞	0	1	0	5	6
阪神北	0	1	1	7	9
明石	0	2	0	6	8
加古川	1	1	0	5	7
姫路	1	2	0	10	13
計	3	10	1	47	61

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除 (免除申請書の提出が必要)